前橋市広報

第十一号

發行所
前橋市役所
前橋市柳町1番地
編集
前橋市役所秘書課廣報係
發行兼編集人
松田德松
印刷所 成立舍
前橋市曲輪町105

☆市役所の電話番號☆

本廳舍
（臨江閣）
秘書課・庶務課
教学課・農政課
統計課・土木課
建築課・議会事務局
4301
4302
4303
4304
庶務課（直通）…………4966
市長室…………2413

分室
（曲輪町）
保安課・商工課
厚生課・衛生課
税務課・会計課
4501
4502
4503
4504
4505
商工課（直通）……3125
税務課（直通）……3126

市政に対する関心を深め

市税完納に御協力下さい

◇市政に対する関心を深めましょう――市政は市民皆さんのことであり、皆さんの協力なくしては、決してよい前橋市の建設はできません。

◇政治、経済、文化、産業の中心地、縣都前橋市として、他に恥じない都市を建設するために本市では目下戦災復興の特別都市計画が実施され、貿易会館の建設、群馬大橋の出現、教育施設の整備、その他いろいろな施設が國や縣や市の費用で行われ、日に〱その面目を改めつゝあり、これに伴って、市の財政も本年は既に三億を突破する現状でありますが、その唯一の財源とする市税は、所謂金詰りの影響もあってか、何処も相当滞納を懸念されていることは誠に遺憾であります。

◇しかし幸に本市は市民皆さん方の多大の御協力により十二月末現在で、市民税第一期八三%、第二期六二%、固定資産税第一期九一%、第二期四七%という成績で、完納にはモウ一ト息というところでありますので、市政の円滑なる運営を図るため、そして明日の前橋をヨリ明朗に、ヨリ輝かしくするため、市政に対する市民皆さん方の一層の御理解、御協力によって、これらの市税が滞りなく納入され、そして完納の実績をあげられます様

◇納税貯蓄組合関係者の活動と一般の方々の郷土建設の熱意の昂揚を願ってやみません。

* * *

今月の暦

四日節分、五日立春、六日旧正月朔、十九日雨水、二十二日望、二十八日固定資産税土地家屋第三期、償却資産第二期納期限

償却資産の申告期限は

今月十日ですからお忘れなく

市では昭和二十六年度の償却資産の申告を二月十日まで受付けることになりましたが、その申告を要する償却資産とはどういうものか、その他についてお知らせしますと

（一）償却資産とは　昭和二十六年一月一日現在における事業用家屋、並びに事業の用に供することのできる次のような資産を償却資産と言いますから、これを所有している方は申告書に必要な事項を記入の上提出して下さい。

第一種　構築物＝（軌道、貯水池、煙突等土地に定着する土木設備）

第二種　機械及装置＝（搬送設備、コンベア、起重機等を含む）

第三種　船舶＝（鋼船、木船、舟、ボート等）

第四種　車輌及運搬具＝（鉄道車輌等）――自動車、自轉車、荷車は除く。

第五種　工具器具及備品＝（金属製、木製工具、計器、什器、雑品）

以上法人税法又は所得税法で規定されている事業の用に供されるものをいゝますが、このうち耐用年数が一年未満のものは除かれます。然し本年事業の用に供し得るものゝうち一時的に遊休しているものや、建設中の一部が完成して本年一月一日現在ですでに事業の用に供されているものは申告して下さい。

（二）納税義務者　納税義務者は本年一月一日現在において前記償却資産を所有している方です。但し、次の場合は使用者が納税義務者となります。

（イ）所有者が震災、風水害、その他の事情によって判明しない場合

（ロ）所有者が國、地方團体その他地方税を課税することができないものである場合

（三）申告について　納税義務者は、本年一月一日現在における償却資産について必ず二月十日迄に申告して下さい。申告をしなかったり、又は虚偽の申告をした場合は罰則の適用をうけることがありますから御注意下さい。

なおこの申告に関して不明の点は税務課固定資産税係（曲輪町分室電話四五〇一番）へお問い合せ願います。（税務課）

市税完納者の集い

第二回も特等一万円

市では昨年十二月三日市税完納者の集いを群馬会館で開催し、好評を博しましたので、前号既報の通り更に第二回「市税完納者の集い」を催すべく計画を進めて居ります。今回は

十二月の固定資産税土地家屋第二期、償却資産第一期△一月の市民税第三期△二月の固定資産税土地家屋第三期、償却資産第二期

を夫々完納した方に特等一万円の当る市税完納くじの抽せん券を差上げることになりました。抽せん日時、会場等は追って決定次第発表致しますが、現在の予定では大体四月上旬に開催の計画でありますので、納税者の皆さんが、納期内に完納して、前回同様この催しに御参加下さる様希望致します。（税務課）

建築物の着工届と除却届

昨年十一月二十三日から建築基準法が施行されましたので、同法第十五條並に施行規則第六條に基いて建築主は着工届又は除却届を知事宛提出しなければなりません。届書の用紙は土木出張所に用意してあります。なお届出を怠ったり虚偽の届出をなした場合は建築基準法第百條により一万円以下の罰金に処せられますから御注意願います。（建築課）

今月の競輪

3・4・10・11の4日間

二月の市営競輪は、三、四両日を第一節とし十、十一両日を第二節として挙行致しますが、発走は午前十一時、小雨決行で毎日十レースを行い、特別レースは今回は行わないことになって居ります。（商工課）

國連軍傷病将兵慰問

罹災者義損金品

韓國動乱に伴う國連軍傷病将兵慰問並びに罹災者救恤義損金品を昨年日赤前橋市委員部で各町駐在員並びに市内小中学校の協力により市民皆さん方から募集して居りましたが、皆さん方の熱誠により予期以上の好成績を収め

慰問及び義損金六六、五一九円八五銭、慰問及び義損品（衣類食料、雑貨、図画、慰問文等）二、一七八点

に達しましたので、全部日赤縣支部へ送付しました。（日赤市委員部）

法律相談所

本市では昨年市立図書館に法律相談所を開設しましたが、今年も毎週土曜日の午后一時から四時まで開設、一般市民の方々の御相談に應じます。相談は一切無料です。（教学課）

火氣取扱いの不注意
実に九八％を示す
恐ろしい火災を防ぎましょう
火災予防運動十日から展開

今年になつてから、本市内には既に六回の出火がありました。幸い小火で消し止めましたが、例年二月から三月、四月にかけて、西北の強風が吹きすさみ、火災季節とされて居りますので、市では全縣下の防火運動に即應して、今月十日から十六日まで、大々的に火災予防運動を展開することになりました。その行事予定は次の通りです。なお昨年中の本市の火災発生件数は三十七件で、この損害額六百六十五万四千百三十円、一昨年に比し八件多く、損害は三百八万六千円の増加を示し、その原因を見ますと、九八％までが火氣取扱い者の不注意に起因して居ります。即ち原因別に見ると残火焚火八、こたつ三、取灰二、煙突七、漏電電熱器三、コンロ五、油類二、たばこ二、弄火一放火二、不審火二、計三七件となつて居りますので、これからの火氣取扱いには充分御注意下さるよう、又この防火運動には市民の皆さんが挙つて御協力下さいます様、市当局では心から希望いたします。（保安課）

行事豫定　▽第一日（二月十日）火防宣傳の日＝街頭に於ける防火思想普及、市民に対する警火心喚起。

▽第二日（十一日）設備資材整備の日＝消防用資材（ポンプ、破壊器具、被服その他）の全面的整備補修。

▽第三日（十二日）火防査察の日　各分團共一齊に火防監視を厳重に勵行し、火災のため一人でも不幸の人のないよう毎戸の注意を促す

▽第四日（十三日）常備消防力強化の日＝速消車二台出動し、仮想目標を定めて火災発生に対処する消防戰術を行う。

▽第五日（十四日）第六日（十五日）消防訓練の日＝全市に廣く本市消防力の強化を認識して頂くため、工夫をこらした火防宣傳をなし、市内枢要道路を消防車が行進する予定。

▽第七日（十六日）消防反省の日＝消防人としての心かまえを反省し、消防業務遂行上必要なる研究会を開催する。

消防自動車の出動に
守つて頂きたい一般の交通道徳

火災は最初の五分間といわれ、この五分間で大火ともなり、小火ともなります。早く発見すること、発見したら少しも早く電話一一九番へ通報すること――これが消防自動車の出動の速さ遅さを左右するものでありますから一秒でも早く御近所の電話で呼んで下さい。イザ出動となつた時は、現場へ急ぐ消防車の進行に邪魔せぬ様、通行の皆さんが揃つて交通道徳を守つて頂きたいと思います。ではどうすればよいかと言いますと、先日本市で開催の防火座談会にも現われた通り、次の点について市民皆さんの御協力を願います。又火災発生の際、罹災者の氏名等のお問合せの如きも、消防車の出動を徒らに遅らせる原因になりますから、これは絶対に御遠慮下さる様併せて希望致します（次の問答は座談会の要点）

問　消防自動車の現場に赴く時と普通走行中との区別をお話し下さい。

答　皆さんも既に御存知の事と思いますが、消防車の出動の場合はサイレンを吹鳴し、晝間でも百五十米前方から見得る光度を有する赤色燈が点燈されて居ります、それ以外は普通自動車として交通法規に従います。

問　その様にして出動する消防車が通行中の私達に接近した場合、私達はどの様に協力するのがよいでしょうか。

答　消防車はサイレンを吹鳴し赤色燈が点燈されている時は緊急自動車として指定されて居ります。消防法第二十六條によりましても非行者は出來得る限り道

さるのが一番安全であり望ましいのです。一般自動車牛馬車手引車、自轉車等の場合も出來得る限り道路をあけ進行方向に添つて停止してほしいのです、路面電車も接近を知つたならば停車して動いてはならないと定められて居ります。こゝで特に注意してほしいのは、数台続く事が多いと考えられますので、すぐに動かず一度確めてから動いて下さい。

問　そうすると一番よいのは接近を知つたならば、道路の進行方向に添つて通行に差支えない様に停車する事ですか。

答　そうして下さる事が一番望ましいのです。消防車の運轉士は現場に到着する迄の道順とか現場附近の地勢、水利等を思い浮べ何処へ着けたらよいかと考えて走行して居りますので、出動の消防車が早く安全に現場に行けます様、通行中の皆さんが是非御協力下さらん事を特にお願い致します。（保安課）

消防法第廿六條

▽第二十六條　消防車が火災の通報に應じて現場に赴くときに車馬及び歩行者はこれに道路を譲らなければならない。消防車が接近したときは自動車、牛馬車、自轉車等は、道路左側に出來る限り寄り添い消防車が通過する迄停止しなければならない。路面電車は火災のため出動の消防車の接近を知る時は停車してその通過するまで動いてはならない。（以下略）

今月のスポーツ

▽四日市民スケート・レクリエーション大会（スケート倶、市体協共催）榛名湖で開催

▽二十五日縣下五市対抗スキー大会（縣スキー連盟讀賣新聞社及五

共同募金一〇七％
理解ある御協力を感謝

昨年十月一日から展開された「赤い羽根」の昭和二十五年度共同募金は、寄附、税金と相次ぎ市民皆さんの出費嵩み、経済事情甚だ困難であつたにも拘らず各駐在員、日赤奉仕團、その他の諸團体及び市民皆さんの御理解あるご協力により目標額百三十七万六千円を上廻り一〇七％という縣下一の好成績を挙げ得ました。募金実績の内訳は次の通りです。（厚生課）

戸別募金	九五三、〇七九
街頭募金	三一五、二四二
学校募金	五五、八七六
其の他	一四九、二二六
合計	一、四七三、三二三

移動々物園の
純益で兒童施設

縣並びに市の共催により、昨年九月二十五日から二十九日までの五日間前橋公園球場で開催した移動々物園は、予想以上の好成績を收め、年末開催した運營委員会でその決算が承認されましたが、決算額は総收入二百十九万五千四百六十八円八十七銭、総支出百九十四万四百三十三円九十銭、收支差引二十五万五千三十四円九十七銭でこのうち半額の十二万七千五百十七円四十八銭は東京都へ寄附し、残金十二万七千五百十七円四十九銭は純益金として、廣く利用出來得る兒童厚生施設を設置するための建設基金とするという條件付で運營委員会の承認を得て本市に交附されましたので、市ではその趣旨に添うよう計画を進めることになりました。（厚生課）

お米屋さん
六十一名當選

昔なつかしいお米屋さんの出現、即ち主要食糧小賣販賣業者申の登録は先月全市の消費者がそれ〴〵登録を行い、申請した業者約七十名について自由意志による選定が行われましたが、その結果申請業者中六十一名が当選し民営最初の業者として、諸手続及び準備の完了後三月一日から開店することになりました。（商工課）

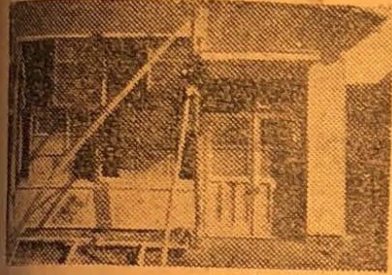

厚生課・図書館前へ移轉

市の厚生課は従來曲輪町分室構内東側の建物で執務して居りましたが、狭隘にして不便でありますため、図書館前に新廳舎を建築中のところ、工事進捗し、完成と共に同所に移轉して執務することになりました。從つて戸籍寄留事務、外國人登録、兒童福祉、民生、保護、保育、家賃地代等の諸事務を始め、庶務関係の各種証明、教学関係の入退学の手續き等も、すべて同所で取扱います。（写真は完

蠅の幼虫を撲滅しましょう

夏の恐ろしい傳染病である赤痢、コレラ、腸チフス等を媒介する蠅は現在皆さんの住家の便所附近及びゴミ箱の下二寸位の地下に冬眠しています。便所附近の土及びゴミ箱の下の土二寸位をかき集めその上で火をたいて土を完全に焼